

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第88号

市街地再開発組合の定款の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり中央通りD北地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

令和8年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 組合の名称
中央通りD北地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
設立認可公告の日から令和10年3月31日まで
- 3 施行地区
富山市中央通り一丁目及び常盤町の各一部
ただし、別紙図面表示のとおり
- 4 事務所の所在地
富山市中央通り一丁目6番6号
- 5 設立認可の年月日

の審査を受けた者であって、入札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 入札説明書等に定める事業を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人で、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の7の規定による業務履行能力（免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力）を有すると公安委員会が認める法人であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資格確認書類（以下「資料」という。）を(4)に掲げる申請書及び資料の提出場所に提出し、入札に参加する資格の確認を受けた上、入札書を4(5)に掲げる入札場所に持参し、提出しなければならない。

また、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

- (2) 資料は次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格決定通知書の写し

イ 契約を履行する能力を有することが証明できる書類

過去に国又は地方公共団体に、本契約と同種、同等数以上の業務を提供したことを証明する書類（相手方、受託金額、業務内容の詳細、従業員数等）

ウ 本社並びに県内各事務所（営業所）の組織及び体制

エ 社員及び従業員の採用方法、研修及び教養体制並びにその実施状況

オ 情報処理及び受付業務に従事している社員及び従業員数

カ 本件業務受託の際の体制

キ 設立目的を記載した書類（定款等）

- (3) 申請書及び資料の提出期間

令和8年3月5日から同年3月13日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(4) 申請書及び資料の提出場所

〒931-8562 富山市高島62番地1

富山県警察本部交通部運転免許センター免許企画係

電話 076-441-2211 内線731-271

(5) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認の結果は、令和8年3月24日までに申請者に通知する。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称及び所在地）

〒931-8562 富山市高島62番地1

富山県警察本部交通部運転免許センター免許企画係

電話 076-441-2211 内線731-271

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年3月4日から同年3月13日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、(1)の場所において交付する。

(3) 公告及び入札説明書等に関する質問

質問は、軽微なものを除き、質問内容を記載した文書を持参又は郵送により行うものとし、次のとおり受け付けることとする。

ア 受付期間及び場所

令和8年3月4日から同年3月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、(1)の場所において受け付ける。

イ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を(1)の場所に掲示し、公表する。

(4) 入札書の提出方法

入札日時に入札場所へ入札書を持参して提出すること。

(5) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和8年3月27日 午後1時

イ 入札場所 〒931-8562 富山市高島62番地1

富山県運転教育センター2階会議室

5 入札保証金に関する事項

免除とする。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請書又は資料を提出した者の入札

(3) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(4) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

7 入札方法

落札金額は、入札書に記載された単価に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者であって、入札書に記載された単価が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入

札を行う。

9 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項その他詳細は、入札説明書等による。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
学習用LAN更新および運用保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県教育委員会教育企画課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年12月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック行政システム事業本部 富山市牛島新町2番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
103,481,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役

務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

学習用LAN用インターネット回線及びファイアウォールサービス

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県教育委員会教育企画課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年12月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

北陸通信ネットワーク株式会社 富山営業所 富山市新桜町5番3号

5 随意契約に係る契約金額

56,760,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務（介護分）に係る一般競争入札の実施

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務（介護分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 業務の名称**

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務（介護分）

(2) 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 派遣業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納品場所

富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(7)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

(3) 優良派遣事業者認定制度（厚生労働省委託事業）において、優良派遣事業者として認定されている者であること。

(4) 富山県内に事務所を置く者であること。

(5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を8か月

以上にわたり相当量完了した実績を有していること。

(6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者及び改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。

3 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式2）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和8年3月23日（月）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

(1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部高齢福祉課施設・居宅サービス係

電話 076-444-3414

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時15分

- (3) 入札説明書等の配布

令和8年3月4日（水）から、入札説明書等を富山県ホームページ「繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務（介護分）に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードすること。

5 入札方法及び日時、場所

- (1) 入札方法

出場入札

- (2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和8年3月25日（水）午後3時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(2) その他詳細は、入札説明書による。